令和４年１１月　　日

京丹後市教育委員会
　教育長　松本　明彦　様

京丹後市文化財保護審議会
会　長　藤　田　泰　弘

京丹後市指定文化財の指定について（答申）

京丹後市文化財保護条例（平成１６年　京丹後市条例第１２１号）第３条の規定に基づき、令和４年７月８日付４文化第３１２号にて諮問のありました下記文化財について、審議の結果、京丹後市指定文化財としてふさわしいと考えられますので答申します。

記

１．常徳寺　石造地蔵菩薩立像

２．八幡神社　銅造鰐口

３．坪倉家文書

４．常立寺　森田治郎兵衛墓

５．味土野大滝